

社会福祉法人 藍

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藍の定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事報酬)

第3条 役員のうち、法人本部において法人経営に関する業務を行う理事に対して理事報酬を支払うことができる。

2 理事報酬は月額30万円を上限とし、業務の内容に応じてその額を決定する。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したとき、又は理事会の決議に対し、書面又は電磁的記録により議決に加わった場合、召集のあった理事会について1回のみ、一人一律5,000円の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員会の決議に対し、書面又は電磁的記録により議決に加わった場合、召集のあった評議員会について1回のみ、一人一律5,000円の報酬を支払うことができる。

(監査報告報酬)

第5条 監事が社会福祉法人藍の定款第一八条の規定に基づき、監査報告を作成した場合、一人一律5,000円の報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の上限)

第6条 全理事の報酬総額は、年間369万円を上限とする。

2 全監事の報酬総額は、年間2万円を上限とする。

3 全評議員の報酬総額が、年間7万円を上限とする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人

名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第7条 理事報酬は毎月報酬は、発生した月の25日（その日が日祝の場合はその全日）に支払うものとする。

2 理事会及び評議員会の出席報酬は、各会の当日から7日以内に支払うものとする。

3 監査報告報酬は、監査報告書を受理した日から7日以内に支払うものとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年1月12日から施行する。

なお、従前の役員報酬規程（平成29年4月1日施行分）は廃止する。